

新旧対比表 インターネット残高照会規定

条番号	現行	変更後
第7条 取引内容および 規定の変更	(新設)	(5) みずほ銀行は、みずほ銀行の判断により、いつでも本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。この場合、みずほ銀行は、ホームページ掲載その他適切な方法により事前に告知を行うものとします。なお、サービスの廃止によりお客さまに損害が生じた場合であっても、みずほ銀行の故意または重大な過失がある場合を除き、みずほ銀行は一切の責任を負いません。
	(2024年11月10日現在)	(2025年11月14日現在)